

再計算等防止のための照合実務上の注意点について

業務方法書第 1 1 1 条第 1 項に基づく平均販売価額等の算定に当たっては、登録出荷団体等の皆様のご協力の下、適正に実施しているところですが、以下について改めてご確認いただきますようお願いいたします。

1 平均販売価額等の算定について

業務方法書第 1 1 1 条第 3 項に基づく出荷数量等の通知をした後（以下「データ確定後」という。）の出荷数量等の変更は、当該団体のみに留まらず同一の業務区分に交付予約を持つ他団体にも影響を及ぼし、平均販売価額等の再計算に伴う交付金の返還や追加交付など多大な事務作業の発生につながります。

事業年度や対象出荷期間の開始前あるいは交付予約申込時などに登録出荷団体等の照合作業時のチェック体制を確認し、農協との連携を強化する等、算定事務の適切な実施に努めてください。

2 照合時の注意点について

照合を行う際は、特に以下の事項にご留意いただくようお願いいたします。

(1) 農協の担当者に照合作業を依頼する必要性

- ・ 機構が概算処理で集計した出荷実績について、登録出荷団体が農協に照会しないままそのデータを確定した場合、農協が交付金の配分計算等を行ったときに初めて出荷実績の誤りが判明することとなり、データ確定後の交付対象数量及び平均販売価額の変更につながります。

⇒ 登録出荷団体の担当者とその出荷実態を把握する農協担当者の双方で、仕切データを確認してください。

(2) 出荷月の翌月に発生する赤黒訂正データの確認

- ・ 出荷月の翌月 6 日以降に前月に売り立てた仕切書の訂正（赤黒訂正データ）がなされた場合、概算データに反映されず、訂正が正しく反映されないまま出荷実績が確定され、正しい平均販売価額が算定されません。

⇒ 月跨ぎの赤黒訂正データの有無の確認と、当該訂正データの修正処理が適切に反映されているかを確認してください。

(3) 産地区分の確認

- ・ 概算データでは、登録出荷団体等が登録した農協マスターリストに従って個々の仕切データごとに産地区分を記載していますが、農協マスターリストが事実と異なる内容である場合、産地区分の集計に誤りが生じます。

⇒ 農協マスターリストの確認時にその内容を的確に修正するとともに、仕切データの確認と併せて適切に産地区分ごとの集計ができていることを確認してください。

(4) 供給計画数量の確認

- ・ 供給計画数量の内容に誤りがあった場合、供給計画数量と出荷数量の乖離度合いの認定を正しく行うことができません。

⇒ 対象出荷期間の終了月の概算時に提供する「R140帳票」に供給計画数量が記載されているので、仕切データの確認と併せて、R140帳票に記載の供給計画数量と全農等を通じて農林水産省に提出した供給計画（確定計画又は変更計画）の数字（月別及び合計の数量）とを突合して確認してください。

3 データ確定後の出荷数量等に誤りがあった場合の対応について

(1) 出荷数量等の再計算について

データ確定後の出荷数量等に誤りがあった場合は、機構は、登録出荷団体等からの出荷数量等の変更依頼に基づき再計算をした上で、関係者に出荷数量等の変更の通知を行います。

登録出荷団体等から機構に出荷数量等の再計算の依頼が必要となった際には、手続きの方法や提出書類等をお示ししますので、速やかに機構までご一報ください。

(2) 交付対象の出荷数量に誤りがあった場合の交付申請額の減額について

データ確定後の出荷数量等の誤りがあった場合、当該誤りが交付対象の出荷数量に交付対象でないものが誤って混入していたものであれば、価格差補給交付金等の交付申請の際に、交付対象としない出荷数量に係る除外の申出とともに、当該誤りに係る交付金を減額して交付申請するという対応を認めています。

そのような誤りがあった場合は、「野菜価格安定対策事業に係る実務説明資料」（令和3年4月）のP.162（2-4-39）「4 価格差補給交付金等の一部辞退等」の（2）により提出書類等をご確認の上、機構までご連絡ください。様式は機構からお渡しします。

(3) (1) 及び (2) についての連絡先

交付業務課の交付申請担当者（佐藤、伊藤 ※確定時の事務連絡参照）又は照合担当者までご連絡ください。

(参考) 指定野菜価格安定対策事業における出荷数量等変更の一覧 (R3.1月~R4.2月)

1. 平均販売価額の変更に係るもの

| | 概要 | 原因 | 今後の対策 |
|---|---|---|--|
| ① | 出荷実績すべてが指定産地外品であったにも関わらず、指定産地品として処理(該当業務区分に1団体しか予約がなかったため、平均販売価額の算定が「なし」となった) | <ul style="list-style-type: none"> 登録出荷団体内において、照合担当者の異動時の業務引継ぎが不十分であり、事業への理解が不足していたこと、複数者でのダブルチェック体制がなかったこと等により、登録出荷団体が機構に対して誤って報告 農協への先行確定データの確認も実施されず | <ul style="list-style-type: none"> 団体と農協間で、対象出荷期間開始前に、指定産地外品、規格外品、事業未加入者の有無を確認 複数者での確認の徹底 実績確定前の団体から農協への最終確認実施の徹底 |
| ② | 1業務区分の出荷実績を、他の業務区分に誤って計上 | <ul style="list-style-type: none"> 確定データ再修正の際、修正とは関係ない1業務区分(夏秋トマト)について、品目コードを別業務区分(夏秋トマト(ミニ))のコードで上書きし、当該データを機構に送付 当該業務区分(夏秋トマト、夏秋トマト(ミニ))は、修正が必要な業務区分ではなかったため、機構から修正処理後のデータが送付された際も確認が行われず、誤ったままデータを確定 | <ul style="list-style-type: none"> 再修正方法の変更(これまで:登録出荷団体のシステムから全品目を抽出して修正データを作成 → 今後:修正が必要な箇所のみ抽出してデータを作成)、修正後のデータ確認の徹底 |

2. 出荷数量等変更に係るもの(平均販売価額の変更に伴わなかったもの)

| No. | 概要 | 原因 | 今後の対策 |
|-----|-----------------------------------|---|--|
| ① | 未加入者実績の仕分け誤りにより、交付対象数量を少なく計上 | <ul style="list-style-type: none"> 管内1農協については、2支所のうち1支所を未加入、もう1支所を加入としてマスター登録 当該農協から収入保険加入者の旬別数量の報告を受けた際、当該数量にはマスター登録により概算データ上、すでに未加入となっているものが含まれていたが、登録出荷団体が誤って、未加入者実績を重複計上 | <ul style="list-style-type: none"> 農協マスターの設定変更 照合では、規格品・規格外品、指定産地外品・指定産地品、加入者分・未加入分それぞれの数字について、修正前後が合致するかを確認 修正後のデータについて団体・農協双方での確認を徹底 |
| ② | 加入者実績を未加入者実績として誤って計上 | <ul style="list-style-type: none"> 農協内で異動があり、新任担当者が収入保険との同時利用の特例について理解しておらず、同時利用の特例適用者を事業未加入者として仕分け 登録出荷団体においても、当該農協では前年度から収入保険加入者がいたことから、十分に確認せず、処理 | <ul style="list-style-type: none"> 農協においては、収入保険加入者について、加入時期と同時利用の特例適用の有無の確認を徹底 登録出荷団体においても、収入保険加入者の確認を実施、各農協に対しては同時利用について一問一答等を利用して再周知 |
| ③ | ①規格外品を規格品として計上、②事業未加入品を事業加入品として計上 | <ul style="list-style-type: none"> 今年度から新たに出荷が開始され、①農協において規格外品として整理した品目(1個当たり重量及び品質上は規格品であるものの、農協指定の段ボールを使用せず、規格品としての品質が担保できないもの)、②事業未加入品として整理した品目(取扱数量が少なく、予約の対象外と整理したもの)について、農協内での周知が徹底されず、照合時に加入品実績として仕分け | <ul style="list-style-type: none"> ①・・・出荷伝票・仕切書に「荷姿バラ」を記載して、規格外品マスターに「バラ」を追加。照合時の確認の徹底 ②・・・品目ごとに対象・対象外を表に整理し、表に基づく照合の徹底。変更の際の情報共有(事業担当者→照合作業担当者)・表の更新も徹底 |

3. 交付金返還

| No. | 概要 | 原因 | 今後の対策 |
|-----|--|--|--|
| ① | 未加入生産者(収入保険加入者)の除外漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 当該収入保険加入者が法人で、事業を利用しない期間の申告書の提出が6月となったため、照合時(8-10出荷分)に、当該生産者が事業未加入者であることが把握できず、加入者実績として仕分け 交付申請前に、登録出荷団体から農協に出荷実績の再確認をした際にも誤りに気付かず 農協が各生産者への配分計算をしていた時点で発覚 | <ul style="list-style-type: none"> 事業を利用しない期間の申告の情報を一覧に記録 照合時の加入・未加入実績の仕分けは当該一覧表に基づき実施 |
| ② | 指定産地外生産者(出荷実績の除外漏れ ※平均販売価額の1円以上の変更は生じないもの) | <ul style="list-style-type: none"> 「生産・販売申込書」において「指定産地外」として申告していた新規加入者1名について、照合の際の出荷実績の仕分け時に、農協担当者が当該申込書の確認を怠り、指定産地品として整理 農協が当該生産者に補給金を交付し、通知文書を発送する段階で、指定産地外の生産者であることに気付いた。 | <ul style="list-style-type: none"> 団体から農協に対して、指定産地の区域・産地外出荷実績の取扱いについて、改めて指導 |
| ③ | 未加入生産者(当該事業との重複加入不可の県単事業実施者)の除外漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 新規加入者について、野菜価格安定事業との重複可能ができない県単事業を実施し、本人は本事業への加入意思はなかったにも関わらず、農協担当者が意思確認を怠り、本事業の加入者として取りまとめ 農協での配分計算時に、ミスが発覚 | <ul style="list-style-type: none"> 団体から農協に対して、収入保険事業以外の重複加入不可の県単事業について再周知 収入保険加入者以外に係る加入意思確認書の徴収、事業を利用しない期間の把握を徹底 |
| ④ | 未加入生産者(収入保険加入者、負担金を賦課していない生産者)の除外漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 当該登録出荷団体では、前年11月末までに加入意思確認をしていない者の期中(1-12月)の事業加入を認めていないが、期中で出荷を開始した新規生産者4名(うち1名は収入保険加入者)について、事業対象分として処理 ミス発生の要因は、新規生産者の事業未加入者リストへの追加漏れ、NOSAIから送付された収入保険加入者名簿の確認不足 農協に交付金が交付された後、配分計算の段階で発覚 | <ul style="list-style-type: none"> 農協における出荷者全員の事業加入状況の確認の徹底 照合時には事業加入者・未加入者の出荷数量それぞれの合計値を突合して確認 交付申請前に、交付金配分対象の農協に対して再度確認 |

| | 概要 | 原因 | 今後の対策 |
|---|--------------------------------|---|--|
| ⑤ | 未加入生産者（収入保険加入者）の実績混入 | <ul style="list-style-type: none"> 当県では、NOSAIが収入保険加入申込者から野菜価格安定対策事業を利用しない期間の申告書を徴収し、登録出荷団体に対して毎月、申告者リストと申告書を送付 団体にNOSAIから申告者リストの追加修正版が届き、これを確認したところ、新たに追加された申告者の中に本事業の補給金を受け取っている生産者がいることが判明（当該生産者は、以前からNOSAIに申告書を提出していたが、NOSAIから団体に当該申告書が送付されていなかった） | <ul style="list-style-type: none"> NOSAIとの連携を密にし、登録出荷団体側からも申告書リストの漏れ等確認 併せて、未申告者についてもリストにより情報提供を受け、本事業との重複がないかを確認 |
| ⑥ | 未加入生産者（収入保険加入者）の除外漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 当該登録出荷団体では、収入保険加入者の有無については、収入保険加入申込の時点（前年11～1月頃）で確認し、出荷開始前にも確認を実施 しかしながら、該当の生産者は、法人であったため、事業を利用しない期間の申告書の提出が6月となり、農協担当者は、当該生産者が事業未加入者であると認識せず、照合時に加入者として仕分け 農協での配分計算の段階で誤りが発覚 | <ul style="list-style-type: none"> 登録出荷団体から農協に対し、委託生産者への収入保険に係る周知の状況及び事業を利用しない期間を一覧に記録して適切に管理するよう指導 また、照合作業では、当該一覧に基づき仕分けをし、複数名で確認を行うよう併せて指導 |
| ⑦ | 未加入実績を除外する旬の誤りによる価格差補給交付金の過大受領 | <ul style="list-style-type: none"> 当該登録出荷団体では、実績照合業務において団体独自のシステムを使用。当該システムにおいて未加入実績を登録する際、数量・金額・売立日・元売立日等のうち、元売立日に実際の売立日とは異なる旬の日付を誤って入力。当該システムでは、元売立日を優先する仕様となっているため、未加入実績を除外する旬を誤った修正データが作成された 農協に対しては、当該修正データではなく、システムからの出力帳票を送付して確認依頼。当該システム帳票は、システムバグにより売立日が優先表記される仕様になっていたため、農協においても誤りに気付かなかった | <ul style="list-style-type: none"> システムバグを修正 農協への確認の際には、システム帳票のみでなく、修正後の旬別集計表を送付する |
| ⑧ | 未加入生産者（収入保険加入者）の除外漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 農協において、異動の際の担当者間での引継ぎ不十分により、事業未加入者2名のうち1名について、実績照合の際に加入者実績として仕分けした。 交付申請前に登録出荷団体から農協に対して確認をした際にも、当該担当者が誤りに気付かないまま、交付金を受領し、各生産者への配分計算をしている段階で発覚。 | <ul style="list-style-type: none"> 登録出荷団体から農協に対し、委託生産者への収入保険に係る周知の状況及び事業を利用しない期間を一覧に記録して適切に管理するよう指導 また、照合作業では、当該一覧に基づき仕分けをし、複数名で確認を行うよう併せて指導 |
| ⑨ | 未加入生産者（収入保険加入者）の除外漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 当該登録出荷団体では、全収入保険加入者から、本事業を利用しない期間の申告書の提出を受けている しかしながら、該当の生産者については、2農協に委託出荷しており、うち1農協には、同時利用の特例を「適用する」、もう1農協では「適用しない」と申告。このため、照合実績の際、1農協では交付対象として、1農協では交付対象外として処理 登録出荷団体がこの事実に気づき、生産者に確認したところ、特例を「適用する」の申告が記載誤りであったことが判明。また、NOSAIから取寄せた加入申請書の写しにおいても、特例を「適用しない」となっていたことを確認 | <ul style="list-style-type: none"> 委託生産者からは収入保険加入申請書の写しの提出を求めるとともに、委託生産者に対して改めて事業の仕組みや留意点を説明し、本事業を利用しない期間の申告書の正確な記載を指導する |
| ⑩ | 未加入生産者（収入保険加入者）の除外漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 農協が照合作業の際に使用するExcelファイルに不具合（数式エラー）があり、本来、交付対象から除外すべき収入保険加入者1名の出荷実績について、未加入者分として仕分けられなかった 生産者への配分計算の際に、誤りが発覚 | <ul style="list-style-type: none"> 照合作業開始時に、使用するファイルにエラーがないかの確認を徹底し、修正データの最終確認時にも、事業加入者・未加入者の実績確認を徹底 |
| ⑪ | 交付対象外実績（予約のない産地からの出荷）の混入 | <ul style="list-style-type: none"> 農協による実績照合において、管内の交付対象外地域の出荷実績の除外を失念（当該業務区分では、管内の一部地域のみが予約し交付対象となっている） 登録出荷団体でも、除外が必要との認識がありながら、農協からの報告内容を十分確認せず、機構に報告 R3年度の供給計画作成に当たり、前年度の計画数量・予約数量・交付対象数量を確認し、交付対象数量の誤りが発覚 | <ul style="list-style-type: none"> 農協から交付対象数量及び交付対象外数量の報告を求め、登録出荷団体においても確認を徹底 登録出荷団体、農協双方で、複数名での確認を実施 |
| ⑫ | 未加入生産者（収入保険加入者）の除外漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 農協による実績照合において、該当業務区分の対象出荷期間のうちひと月のみ収入保険加入者の出荷実績の除外を失念（他月は適切に処理） 農協での配分計算時に誤りが発覚 | <ul style="list-style-type: none"> 除外漏れ発生防止のため、加入者及び事業未加入者それぞれの出荷数量を集計し、当該数量の合計が農協全体の出荷数量と合致することを確認 |
| ⑬ | 未加入生産者（収入保険加入者）の除外漏れ | <ul style="list-style-type: none"> 該当の生産者は、本事業を利用しない期間の申告を父と息子との連名で行った。農協では、事業加入者一覧から父のみを除外していたが、出荷が息子の名義でなされたため、実績照合の際、当該生産者を加入者実績として仕分け 当年12月、翌年の収入保険加入者を確認している段階で、当該誤りが判明 | <ul style="list-style-type: none"> 農協とNOSAI間での情報共有を密にし、確認を徹底するよう指導 |

※平均販売価額の変更は、再計算により平均販売価額が1円以上の修正が必要になった際に行います。

再計算を行った旬（又は月）で交付金が発動していた場合、当該業務区分に予約を持つ全ての団体において交付金額の算定し直しが必要となり、追加交付または交付金返還を行うこととなります。